

鹿角市公告第12号

下水道法第4条第1項の規定により、米代川流域下水道（鹿角処理区）関連 鹿角市公共下水道事業計画を変更するので、同法施行令第3条の規定に基づき次のとおり告示し、当該公共下水道計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該公共下水道事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに鹿角市長に意見書を提出することができる。

1 公共下水道事業の種類

米代川流域下水道（鹿角処理区）関連 鹿角市公共下水道事業

2 事業計画

（1）追加する事業地

大字名	小字名
八幡平	字鷺の巣、字小豆沢、字西の下、字堂の上、字小山、字志和前 字小豆沢碓

（2）変更する事業地

大字名	小字名
尾去沢	字上山、字新堀、字新山、字尾去、字軽井沢、字瓜畑、字中沢、字沼田 字西道口、字蟹沢、字六角平、字下モ平、字中田、字前田、字山根
十和田大湯	字湯の岱1丁目、字湯の岱2丁目、字上の湯1丁目、字上の湯2丁目 字荒瀬、字中岱、字大湯、字上ノ湯、字大橋向、字権現堂、字中田 字中谷地、字下ノ湯、字川原ノ湯、字桂ノ沢、字古館、字下川原
十和田岡田	字上前田、字中野、字琴平岱、字勝善岱、字焼山下夕、字下モ谷地
十和田毛馬内	字柏野、字三ノ丸、字湯坂、字寺ノ上、字柏崎、字番屋平、字古下夕 字下小路、字城ノ下、字毛馬内、字曹洞下夕、字休堂、字下川原 字下陣場、字上土ヶ久保、字下土ヶ久保、字嶋ノ越、字上寄熊、字押出 字上陣場、字中陣場、字下寄熊、字南陣場、字下新田
十和田錦木	字細谷地、字浜田、字上川原、字山谷、字向谷地、字袖ヶ口、字下田面 字稲生田、字沢尻、字室田
花輪	字柴内太田谷地、字刈又、字合野、字合ノ野、字小坂、字赤面 字葉ノ木谷地、字大屋敷、字囀田、字蒼前平、字前田、字外扇ノ間 字扇ノ間、字六月田、字家妻、字古館、字福士川、字福士、字陳場 字下夕町、字中ノ崎、字荒屋敷、字沢小路、字柴切田、字中花輪 字下花輪、字柳田、字上野馬場、字明堂長根、字上花輪、字馬場 字八正寺、字寺ノ後、字新田町、字三日市、字下中島、字上中島 字太田、字高井田、字堰根川原、字牛川原、字大川添、字久保田 字観音堂、字下沢田

(3) 廃止する事業地

大字名	小字名
十和田大湯	字湯ノ岱、字上内野、字室ノ沢口
十和田岡田	字前田、字蟹沢
十和田毛馬内	字上野、字沖ノ畑、字上道、字横道、字森崎、字弁天崎、字高田
十和田錦木	字沖田面、字下野、字冠田、字種谷地、字古川、字赤沢田
花輪	字小深田、字猿ヶ平、字案内

3 事業施行期間 自 昭和63年11月28日
至 令和 3年 3月31日 (変更前)
至 令和 8年 3月31日 (変更後)

4 縦覧場所
鹿角市役所建設部 上下水道課

5 縦覧期間
自 令和 3年 2月19日
至 令和 3年 3月 1日

令和 3年 2月19日

鹿角市下水道事業
鹿角市長 児 玉 一